

○下野市広報紙郵送事務取扱要綱

平成26年9月24日

下野市告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、受益者負担の原則に基づき、広報しもつけ（以下「広報」という。）の有料による郵送配布について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 広報の郵送配布を利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。

(郵送依頼の方法)

第3条 広報の郵送を希望する者は、広報発行日の15日前までに広報紙郵送依頼書（様式第1号）に市が指定する金額の切手を添えて市長に提出する。

2 前項に規定する依頼書による郵送期間は、申請日より当該年度末までとする。

(利用者負担の免除)

第4条 市長は、次に掲げる者に対し、郵送に要する経費を免除することができる。

(1) 全ての世帯員が65歳以上の世帯に属する者

(2) その他市長が認める者

(免除の申請)

第5条 前条に規定する免除を受けようとする者は、広報発行日の15日前までに広報紙郵送料免除申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(免除の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、免除の可否を決定する。

2 市長は、免除の可否について、決定通知書（様式第3号）により免除を受けようとする者に通知する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所

氏名



広報紙郵送依頼書

下野市広報紙郵送事務取扱要綱第3条の規定に基づき、広報紙の郵送を希望しますので、下記住所に送付願います。

郵送期間	平成 年 月号～平成 年 月号(月分)									
郵送料 (切手)	円切手× 枚									
送付先	郵便番号	〒				—				
	住所									
	フリガナ									
	氏名									
	電話番号									

※1回の申請で申し込めるのは、その年度の3月号までです。翌年度4月号以降については、改めて申請が必要になります。

下野市長 様

申請者 住所

氏名



広報紙郵送料免除申請書

下野市広報紙郵送事務取扱要綱第5条の規定に基づき、郵送に要する費用の免除を受けたいので申請します。

また、申請の審査のため、私及び私と同じ世帯の世帯員の住民記録等の情報を調査することに同意します。

1. 免除対象者

対象者	フリガナ 氏名			
	住所	(郵便番号)		
	電話番号			
世帯構成	1		年齢	
	2		年齢	
	3		年齢	
	4		年齢	
	5		年齢	

2. 免除の理由

次の該当する事由にチェックしてください。

- すべての世帯員が65歳以上の世帯に属する者
- その他 ()

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

下野市長



決定通知書

年 月 日付で申請のあった広報紙郵送料免除の申請について、免除する（免除しない）ことに決定したので通知します。

なお、下野市広報紙郵送事務取扱要綱第4条各号の規定に該当しなくなった場合は、速やかに申し出てください。

免除の期間

年 月号から 年 月号まで

免除しない理由

※翌年度4月号以降については、改めて申請が必要になります。